

品川区景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱

制定 令和5年8月1日区長決定要綱第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区景観条例20条の品川区景観審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の会長(以下「会長」という。)は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、または、委員からその旨の指摘があったときは、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、品川区情報公開条例(平成9年品川区条例第25号)第7条に定める非公開情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(傍聴)

第3条 会議の傍聴について必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

(会議録等)

第4条 審議会の会議録および審議会において配付された資料(以下「会議録等」という。)については、原則として区ホームページに掲載し公開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議録等に第2条各号に該当する内容が含まれる場合は、当該部分は公開しない。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。